

令和4年度版

# 阿波市放課後児童クラブ 利 用 案 内

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

# 1 阿波市放課後児童クラブの運営内容

## 1. 目的

放課後児童クラブは、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

## 2. 対象児童

次の条件を全て満たす場合に対象となります。

- (1) 阿波市内の小学校に就学している児童
- (2) 保護者（18歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童。
  - ① 保護者等が就労のため、昼間家庭にいない場合（就労終了時間が午後2時以降で1週間の就労時間が16時間以上または3日以上）
  - ② 保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがあること。
  - ③ 保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがある親族等を常時介護していること。
  - ④ 保護者等が出産予定日前8週間（多胎妊婦の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日まで（以下「産前産後期間中」という。）であること。
  - ⑤ 保護者等が大学・専門学校等へ通学中であること。
  - ⑥ その他、児童を保護できない特別の事由があること。
  - ⑦ 長期休業中のみの利用については、定員または令和4年度の受入可能人数を考慮し、放課後児童クラブの運営に支障がない範囲で受け付けます。
  - ⑧ 求職活動による場合には、1週間のうち概ね3日以上、午後6時頃まで家庭にいないことが必要です。承認する利用期間は、「利用開始日から起算して、3ヵ月が満了する日まで」です。

## 3. 実施期間

令和4年4月1日から、令和5年3月31日まで  
（ただし、次の休所日を除く。）

### 【休所日】

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日  
年末年始（12月29日～1月3日）

## 4. 開設時間

月曜から金曜日まで	放 課 後 ～ 19:00
土曜日*	8:00 ～ 19:00
学校振替休業日	8:00 ～ 19:00
長期休業期間	8:00 ～ 19:00

\* 第2第4土曜日は、利用がない場合に限り休所します。

\* 土曜日、学校振替休業日及び長期休業中の時間外利用(7:30～8:00)は利用申請が必要です。承認を受けた方のみが利用できます。

## 5. 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

### ① 生活の支援

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせます。

### ② 遊びの支援

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。

### ③ 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安全を図ります。

### ④ 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うと共に、地域と連携を図ります。

## 6. 利用料

(1) 年間を通して利用する場合の利用料（土曜日及び学校休業日を含む）

① 利用料は児童1人につき月額**5,000円**です。ただし、長期休業のある月は次の金額となります。

通年利用	4月	7月	8月	12月	1月	3月
利用料	6,000円	7,000円	9,000円	6,000円	5,500円	6,000円

\* 時間外利用(7:30～8:00)は利用申請が必要です。承認を受けた方のみが利用できます。一度承認を受けた方は、その後に保護者等からの時間外利用休止、中止の申し出がない限り、実際の利用の有無にかかわらず利用料がかかります。

通年利用	土曜日、学校振替休業日、臨休に利用する場合	長期休業期間中に利用する場合（土日祝を除く）					
		4月	7月	8月	12月	1月	3月
時間外利用料	500円	500円	1,000円	1,500円	500円	300円	500円

- ② 利用料の日割りはできません。利用日数にかかわらず、1ヵ月分の利用料を納めてください。都合により利用しない月がある時は、退所予定日の2週間前までに「放課後児童クラブの利用休止・中止届」をクラブに提出してください。休止・中止の申し出がない限り利用料がかかります。なお、退所日を含む月は利用料が必要となります。
- ③ 利用料の減額について  
生活保護・ひとり親・就学援助世帯や、兄弟姉妹が同時に利用する世帯は、利用料の減額の対象となります。「放課後児童クラブ使用料（利用料）減免申請書」に必要書類を添えて申請してください。申請書を提出した翌月分からの適用となります。なお、申請書の提出がない場合は減額することができませんのでご注意ください。

区分	一か月当たりの金額	必要書類
生活保護受給世帯	全額を減額	生活保護受給証明書（写）
ひとり親世帯	2,500円を減額	遺族年金の証書（写） 児童扶養手当の証書（写） 又はひとり親家庭等医療費受給者証（写）
就学援助受給世帯	2,500円を減額	就学援助費受給決定通知（写）
兄弟姉妹が同時に利用する世帯	兄弟姉妹の2人目は、 2,000円を減額 3人目以降は1人につき 2,500円を減額	

- (2) 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）のみ利用する場合の利用料児童1人につき下記の金額となります。長期休業中のみ利用する場合、土曜日の利用はできません。なお、前項③で示した利用料の減額はありません。

長期利用	利用期間（土日祝を除く）	利用料	時間外利用料
春休み	4月 1日～4月7日	5,000円	500円
夏休み	7月 21日～7月31日	5,000円	1,000円
	8月 1日～8月24日	12,000円	1,500円
冬休み	12月 24日～12月28日	3,000円	500円
	1月 4日～1月7日	2,000円	300円
春休み	3月 25日～3月31日	5,000円	500円

- \* 時間外利用（7:30～8:00）は利用申請が必要です。承認を受けた方がのみが利用できます。一度承認を受けた方は、その後に保護者等からの時間外利用中止の申し出がない限り、実際の利用の有無にかかわらず利用料がかかります。

- (3) 利用料以外の保護者負担金

利用料と別に、おやつ代として1人につき月額500円をご負担いただきます。

## 7. クラブの利用についてのお願い

### (1) 利用料の徴収について

利用料は、次の金融機関から、口座振替でのお支払いをお願いします。

口座振替日：毎月 10 日（引き落とし日が土日祝日の場合は、翌日の営業日になります）

- ① ゆうちょ銀行
- ② 阿波銀行
- ③ 徳島大正銀行

\* 引き落としには、1 回あたり 55 円の手数料がかかります。引き落とし手数料は、保護者等にご負担いただきます。

### (2) 帰宅方法(お迎え)について

帰宅時間の変更がある時は、前もって保護者等がクラブにご連絡ください。児童安全の確保のために、必ず保護者等のお迎えをお願いします。お迎えの時間に、児童の生活の様子やクラブからの連絡事項をお伝えすることがあります。

放課後児童クラブには駐車場はありますが、台数には制限がありますので、気持ちよく譲り合ってご利用ください。また、周辺の交通状況には十分注意するようにお願いします。

クラブの閉所時間は午後 7 時ですが、お仕事が終わりましたら、速やかにお迎えをお願いします。利用申請書に記載のお迎えの時間を過ぎる時は必ずクラブにご連絡ください。閉所時間までのお迎えや、保護者等の送迎が恒常的にできない場合は、阿波市ファミリーサポートセンター（電話 0883-30-3526）の利用をご検討ください。

### (3) 習い事などについて

クラブから習い事等に行く時、支援員の付き添いはありません。「クラブを離れて習い事等に行く」場合や、「習い事等からクラブや自宅に帰る」場合は、加入する傷害保険の適用にはなりませんので、児童が事故に遭わないように、保護者等からご指導をお願いします。なお、届出承諾書の提出が必要となります。

### (4) クラブの利用について

お仕事等が休みで保護者等が家にいる時は、児童がゆったりと過ごす時間を作るため、ご家庭で一緒に過ごすようにしてください。

開所時間は、午前 8 時からです。時間外利用(7:30～8:00)は利用申請が必要です。保護者等の出勤に合わせ、午前 8 時以降に児童を送ってきてください。

都合により土曜日を利用しない時や、急遽土曜日を利用したい時には、その

週の木曜日までにご連絡ください。なお、第2及び第4土曜日は利用希望がある場合のみ開所します。

## 8. クラブの生活についてのお願い

### (1) 連絡ノートについて

ご家庭と放課後児童クラブとの連絡に使用する大切なものです。支援員が放課後児童クラブでの様子、気付き、連絡事項などを記入しますので、毎日目を通して、確認のサインをした上で、必ず児童に持たせてください。

児童の体調が良くない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合にご記入ください。

欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに連絡ノートでお知らせください。お迎えに来られる方のお名前などについても、連絡ノートに記入してください。急な場合は、電話で保護者等から直接ご連絡ください。連絡がない場合は、保護者等へ確認の電話をさせていただくことがあります。

学校を欠席または早退した場合には、必ず放課後児童クラブまでご連絡ください。行事や取り組みについては、クラブからのお便りや連絡ノートなどで、事前にご連絡します。配布物には必ず目を通してください。また、行事には、積極的に参加してくださるようお願いいたします。

### (2) hugmo (ハグモー) について

#### ①緊急一斉メールシステム

弊社では緊急時等に保護者の皆様へ一斉メールを送付する(株)ハグモー社の携帯アプリ「ハグノート」を緊急連絡ツールとして使用しております。サービスの提供の為、保護者の皆様におかれましては、携帯の電話番号の提供及びハグモー社への電話番号の提供について同意をお願いしております。その後、登録期間(後日ご連絡)中に、(株)ハグモー社からSMSが届きますので、同意いただける方は携帯上でご登録の手続きをお願いします。 ※尚、電話番号のみハグモー社へ提供し、氏名や性別等の個人情報は提供しませんので個人情報には該当しません。

#### ②ハグノート

掲示板として利用します。毎月のおたより、ご案内、災害情報等ハグノートにて配信をさせていただきます。

### (3) 宿題について

宿題は来所後すぐに自主的に行うよう声かけをし、習慣づけの指導をします。内容についてはご家庭でご確認をお願いします。ただし、下校時刻が遅い時や行事に参加する時などには、宿題ができないことがあります。

(4) お弁当・おやつについて

長期休業中、学校振替休業日、土曜日、短縮授業日など、給食のない日はお弁当と水筒を持たせてください。来所後、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は持たせないようにお願いします。おやつについては、決められた時間に提供します。

(5) 傷害保険について

クラブでの活動中の事故に備えて、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が傷害保険に加入しています（保護者等の保険料負担はありません）。

児童が怪我をした場合、通院に関して1,500円/日、入院に関しては4,000円/日が、保険により支払われます。

\* 事故の内容によっては、保険の対象外となる場合もあります。

例) 故意・過失による怪我、スポーツによる怪我、天災など

(6) 服薬について

医療行為にあたるため、支援員は投薬を行うことができません。服薬する場合は、児童が自分で服薬することになります。その場合には、安全管理のため、必ず保護者等からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻等について、連絡ノートに記入してください。

(7) 保護者等に直接連絡する場合について

児童の安全確保のため、保護者等に直接連絡することがあります。

- ① 児童の怪我や体調が悪くなった場合は、児童の状態によりお迎えをお願いすることがあります。
- ② 欠席の連絡がないのに来所がない場合。  
欠席する場合は必ず事前にご連絡ください。
- ③ その他、児童の安全確保のため、緊急に連絡が必要となった場合など保護者等の勤務先などの緊急連絡先にご連絡します。携帯電話等、確実に連絡が取れる方法を必ず利用申請書に記載しておいてください。

(8) その他

不要な金銭やおもちゃなどは、トラブルの原因になりますので、持たせないようにしてください。

利用料・おやつ代は、保護者等が責任をもってお支払ください。  
また、クラブで児童が使用する物は、支援員からお知らせしますので、必ず名前を記入して持たせてください。

集団での決まりや秩序を守り、皆が楽しく気持ち良く生活していくためには、家庭での「しつけ」は欠かせませんので、ご協力をお願いします。

## 9. 災害時や感染症が発生した時のクラブ対応

小学校が臨時休校や、保護者等の引き取り下校となった場合は、クラブを閉所します。その時は、学校から保護者等へお迎えの連絡が入りますので、学校にお迎えをお願いします。

クラブに来ている時に、特別警報、暴風警報が発令された場合は、クラブから保護者等へご連絡します。早めのお迎えをお願いします。また、クラブの開所前に同警報が発令された場合は、クラブは閉所となりますのでご了承下さい。

感染症等により、学級閉鎖や学年閉鎖となった場合は、感染の拡大を防ぐため、閉鎖となった日から解除されるまで、該当するクラスや学年の児童はお休みとなります。

## 10. 相談窓口

クラブについて分からないことや、不安に思うことがありましたら、早目に支援員にご相談ください。

また、子育てに関することなどは、下記相談窓口までご相談ください。

\*相談は無料です。内容についての秘密は守られます。相談する時は事前に連絡ください。

相談場所	時間	電話番号
阿波市家庭児童相談室	平日 9:00～17:00	0883-36-6820
徳島県中央こども女性相談センター	平日 8:30～17:15	088-622-2205
徳島県西部こども女性相談センター	平日 8:30～17:15	0883-53-3110

## 2 利用手続き（令和4年度利用）

定員または受入可能人数を超過する場合、選考により利用できない場合があります。

### 1. 令和4年4月から利用を希望する方

#### (1) 申込

放課後児童クラブへ、「放課後児童クラブ利用申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を揃えて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申し込んでください。（他の放課後児童クラブへの同時申込不可）

#### 【受付期間】

令和3年12月13日（月）～令和4年1月21日（金）までとなります。

受付期間内に申し込みできなかった場合には、年度の途中から利用を希望される方と同じ受付期間で受け付けます。



## 【必要書類】

- ① 放課後児童クラブ利用申請書（利用児童1人につき1枚必要）
- ② 時間外利用申請書（午前7時30分から午前8時までに利用が必要な方）
- ③ 利用要件に該当することを証する書類（保護者の人数分が必要）

利用を必要とする理由	提出書類	備考
① 就 労	就労証明書 または自営業等申告書	自営業の場合、自営業であることを証明する書類の添付（利用日前3ヵ月以内に証明されたもの）が必要。
② 長期療養中	ア 利用要件に関する申立書 イ 診断書	診断書には、「〇〇の疾病のため、児童の放課後の適切な保護が困難である」との記載と、「治療期間」を記入してもらう。
③ 出 産	ア 利用要件に関する申立書 イ 母子手帳の写し	出産予定日が記入されているページと、母の名前が記載されているページの写しを提出する。
④ 親族の介護・看護	ア 利用要件に関する申立書 イ 介護等を必要とする方の診断書または身体障害者手帳等の写し	診断書には「介護等が必要のため、児童の放課後の適切な保護が困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらう。身体障害者手帳等の氏名及び等級が記載されているページの写しを提出する。
⑤ 就 学	ア 利用要件に関する申立書 イ 在学証明書及び就学時間のわかる書類	在学証明書（入学・合格通知の写し可）は、学校の様式のもの添付する。カリキュラムなど就学時間（時間割）が分かる書類を提出する。
⑥ 求 職 活 動 *最大90日の利用	ア 利用要件に関する申立書 イ 求職活動していることがわかる書類	ハローワークの登録証の写しなどを提出する。
⑦ そ の 他	ア 利用要件に関する申立書 イ 内容が分かる書類	虐待、DV、災害復旧などで申し込む場合

## ④ 放課後児童クラブ使用料減免申請書

申請書類は、各クラブ、阿波市子育て支援課にあります。阿波市HPにも掲載されています。

## 【注意事項】

- 次に当てはまる場合は、クラブの利用を承認できません。  
または、承認を取り消すことがありますのでご了承ください。
- ア. 利用要件に該当しない場合
  - イ. クラブの定員を超える場合
  - ウ. 児童がクラブの管理及び運営上支障があると認められる場合

エ. 保護者等が提出した書類に不正が認められる場合

オ. 放課後児童クラブ使用料（利用料）等を3ヵ月以上滞納した場合

利用承認期間は4月1日から翌年3月31日までです。継続して利用を希望する場合も、毎年度、利用の申請が必要です。

特別な支援が必要な場合は、常に保護者等と連携しながら指導するため、前もって保護者等と面接し、障がいや家庭の状況、支援の方法など、必要な情報の把握に努めます。利用できるかどうかは、提出された書類を審査の上決定し、利用承認決定通知書を申請者に通知します。

家族構成、住所、勤務地、勤務時間、連絡先等が変更となった場合は「放課後児童クラブ利用申請変更届」に変更内容記入の上速やかにクラブに提出してください。

## (2) 利用の承認等

利用申請書や就労証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを確認して、利用の承認、不承認を決定します。

求職活動による場合、承認する利用期間は、「利用開始日から起算し、3ヵ月が満了する日まで」とします。

例) 利用開始日が4月1日 → 6月30日までの利用期間

例) 利用開始日が4月16日 → 7月15日までの利用期間

利用希望が多く、定員または受入可能人数（以下「定員等」という。）を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承認できない場合は、審査の上、順位の上から定員等に達するまで利用を承認します。利用の承認が保留となった場合、上位から順に利用の承認を決定します。

## 2. 長期休業中（春・夏・冬休み）のみの利用を希望される方

### (1) 申込

長期休業中のみの利用の申し込みは、定員等を考慮し、放課後児童クラブの運営に支障がない範囲で受け付けます。長期休業中のみ利用については、保護者等の就労終了時間の要件について「午後2時以降」とあるのを「正午頃」に緩和しています。

利用を希望する放課後児童クラブへ「放課後児童クラブ利用申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を揃えて受付期間内に申し込んでください。（他の放課後児童クラブへの同時申込不可）

#### 【必要書類】

令和4年4月から利用を希望する方と同様です。

### (2) 利用の承認等

令和4年4月から利用を希望する方と同様です。

### 3. 年度の途中からの利用を希望される方

#### (1) 申込

利用の申し込みは、定員等を超過せず、放課後児童クラブの運営に支障がない範囲で受け付けます。

利用を希望する放課後児童クラブへ「放課後児童クラブ利用申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を揃えて受付期間内に申し込んでください。(他の放課後児童クラブへの同時申込不可)

#### 【受付期間】

利用開始日の2週間前までに申し込みをお願いします。

受付期間の末日が、放課後児童クラブの休所日の場合その前日を受付締切日とします。

#### 【必要書類】

令和4年4月から利用を希望する方と同様です。

求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に継続して利用を申し込む場合は、申立書と併せて、求職活動中と分かる書類を提出してください。

#### (2) 利用の承認等

令和4年4月から利用を希望する方と同様です。

### 4. 申込事項の変更について

勤務先・住所・家族状況など、申込事項の変更があった場合には速やかにご連絡ください。勤務先が変更となった場合には、就労証明書等の再提出が必要になります。就労証明書の雇用期間が、利用期間中更新される方は、必ず、更新後速やかに更新後の就労証明書を提出してください。提出がない場合は、利用承認を取り消す場合があります。

### 5. 利用休止・中止等

放課後児童クラブの利用を利用期間満了前に休止、もしくは中止する場合は、事前に「放課後児童クラブ利用休止・中止届」を提出してください。なお、休止・中止日を含む月は利用料が必要となります。予めご了承ください。

長期間欠席された場合(継続して1ヵ月以上の欠席)には、放課後児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、承認を取り消す場合があります。

保護者等の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。利用期間満了(年度末など)による場合は、届出は不要です。

## 6. 利用承認の取り消し

利用申込に虚偽や不正があった場合などには、承認を取り消すことがあります。  
放課後児童クラブ使用料（利用料）等を3ヵ月以上滞納した場合も承認を取り消すことがあります。

### 《お問い合わせ》

#### クラブの運営や管理について（苦情・相談窓口）

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 徳島営業所  
〒771-1624 阿波市市場町山野上字大西 198  
電話番号 0883-36-8180